**能勢町農業委員会議事録**

１．　開催日時　令和５年６月６日（火）　午前１０時００分～１０時３０分

２．　開催場所　能勢町役場　本館第２会議室

３．　出席委員　（１２人）

　　　　　　　　農業委員　　　１番　前田　宗良

　　　　　　　　　　　　　　　３番　福井　明房

　　　　　　　　　　　　　　　４番　辰野　卓爾

　　　　　　　　　　　　　　　６番　龍見　敬明

　　　　　　　　　　　　　　　７番　木田　悦二

　　　　　　　　　　　　　　　８番　新谷　広治

９番　東　　昇

１０番　石塚　成子

　　　　　　　　　　　　　　１２番　福中　繁信

　　　　　　　　推進委員　　　２番　田畑　良信

４番　西山　健

６番　東　　隆良

４．議事日程

議案第８号について　　農地法第３条の規定による所有権移転許可について

議案第９号について　　農地法第４条の規定による農地転用の許可につい

議案第１０号について　農地改良届について

議案第１１号について　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

５．農業委員会事務局職員

事務局長 古畑　まき

　事務局 辻本　龍馬

６．会議の概要

会　長　　　皆様、おはようございます。それでは、審議に入ります。

局　長　　　能勢町農業委員会会議規則第６条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議　長　　　議事に移らせていただく前に欠席の届が、２番　大上委員、５番　原田委員、１１番　中井委員、１３番　成田委員より出ております。

議　長　　　例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。

各委員　　　挙手

議　長　　　全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、７番　木田委員、９番　東委員にお願いします。

議　長　　　つづきまして、議案第８号　農地法第３条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。

事務局　　　議案第８号　番号３について説明

議　長　　　事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員　地区担当に意見を求めます。

　　　　　　番号３について、西山委員お願いします。

西山委員　　農地法第３条の規定による許可申請について意見書

　　　　　　譲渡人　●●　●●

　　　　　　譲受人　●●　●●

　　　　　　所在地　能勢町野間稲地▲▲▲　　畑　２２８㎡

　　　　　　　　　　　　　野間稲地▲▲▲　田　１，６９０㎡

　　　　　　６月１日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれます。以上、ご意見申し上げます。

議　長　　　ご苦労様でした。

　　　　　　地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員　　　なし。

議　長　　　お諮りいたします。議案第８号　番号３について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員　　　挙手

議　長　　　全会一致であるため、議案第８号　番号３について申請のとおり許可することといたします。

議　長　　　つづきまして、議案第９号について事務局より説明願います。

事務局　　　議案第９号について説明

議　長　　　事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり、農地利用最適化推進委員に意見を求めます。まず初めに番号２について、西山委員よりお願いいたします。

西山委員　　農地法第４条の規定による許可申請について意見書

　　　　　　申請人　●●　●●

　　　　　　申請地　能勢町野間中▲▲▲　畑　８６㎡

　　　　　　６月１日に、現地確認を行いました。

　　　　　　この申請につきましては、転用の追認案件となっております。経過としましては、平成１０年１２月に申請人の父が事務所を建てており、その当時に建築確認や他法令の手続きは行っておりましたが、今回登記を確認したところ地目が畑のままであることがわかったため、転用許可申請の追認を行うものです。なお、今回の転用は、すでに行われておりますので始末書を提出されております。また、農地転用については、必要最小限であり、要件は満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議　長　　　ご苦労様でした。つづきまして、番号３について、東委員よりお願いいたします。

東委員　　　農地法第４条の規定による許可申請について意見書

　　　　　　申請人　●●　●●

　　　　　　申請地　能勢町山田▲▲▲　田　２１８㎡

　　　　　　５月３１日現地確認を行いました。

　　　　　　この申請につきましては、転用の追認となっております。経過としましては、当該地には、現在、建物が２棟建っており、それぞれ平成３年３月と平成２６年４月に自宅を建てております。建築時に手続きをハウスメーカーに一任しておりましたが、昨日登記を確認したところ農地のままであることが判明したとのことです。なお、今回の転用は、すでに行われておりますので始末書を提出されております。また、今回の農地転用については、必要最小限であり、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議　長　　　ご苦労様でした。各担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員　　　なし。

議　長　　　ないようですので、お諮りをいたします。議案第９号について申請とおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　　挙手

議　長　　　全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議　長　　　つづきまして、議案第１０号　農地改良届について事務局より説明願います。

事務局　　　議案第１０号について説明

議　長　　　事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。議案第１０号について、田畑委員よりお願いします。

田畑委員　　農地改良届について

　　　　　　届出人　●●　●●

　　　　　　申請地　能勢町倉垣▲▲▲　田　２５６㎡

　　　　　　５月３０日に現地確認を行いました。当該申請地は、湿田であり耕作が難しいため盛土を行い、改良後は畑として耕作される計画です。改良工事の内容は、盛土・表土を併せて６０㎝、８６㎥の土砂を搬入する予定です。施工業者は、大阪市内にあります株式会社　●●●、工期は受理日から６か月の予定です。隣接農地及び農業用施設への影響につきましては、関係者から同意を得ており問題ないと思われます。以上のことから、今回の農地改良工事については、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議　長　　　ご苦労様でした。担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員　　　なし。

議　長　　　それではお諮りいたします。議案第１０号について届出のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　　挙手

議　長　　　全会一致であるため、議案第１０号について届出のとおり受理することといたします。

議　長　　　つづきまして、議案第１１号　農業経営強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局　　　議案第１１号について説明。

議　長　　　事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員　　　なし。

議　長　　　ないようですので、お諮りいたします。議案第１１号　農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　　挙手

議　長　　　全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議　長　　　つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局　　　山辺▲▲▲の違反転用案件について

　　　　　　先月の農業委員会にてご説明させていただきました、山辺▲▲▲に係る違反転用行為についてですが、農業委員会総会後に原状回復の履行期限を令和５年１１月３０日までとし、別紙のとおり文書で行為者に対し通知しました。以上、ご報告申し上げます。

　　　　　　次回の農業委員会総会の日程ついて

　　　　　　日　　時：７月６日（木）午前１０時より

　　　　　　会　　場：役場西館３階　会議室

議　長　　　他の委員からのご意見はありませんか。

各委員　　　なし。

議　長　　　以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

　　　　　　ありがとうございました。